

第 58 回 原子力資料情報室 公開研究会

志賀原発 2 号機運転差止判決
— 原発は地震に耐えられない —

2006 年 4 月 22 日 (土)

報告：岩淵正明さん

(弁護士・能登原発差止め訴訟弁護団事務局長)

志賀原発差止勝訴判決の経緯と意義

弁護士 岩 淵 正 明

1. はじめに

06年3月24日、志賀原発2号機差止訴訟において、差止勝訴判決が出された。

原発差止訴訟においては、初めての勝訴判決であり、画期的判決と言える。今後の原発裁判への影響も大きいと思われるので、以下、概要を報告する。

2. 志賀原発訴訟の概要

1号機（BWR）に対しては、88年12月に原告200名で北陸電力を被告として民事差止訴訟提訴されたが、00年12月に最高裁で上告棄却判決が出され確定していた。2号機（ABWR）に対しては、99年8月に17都府県の原告135名で民事差止訴訟が提訴された。

以来、6年余りの間に30回の口頭弁論が開かれ、原告の主張は、原発に関するあらゆる問題点を全面展開し、証人として、武本和幸（柏崎原発ABWRの危険性）、渡辺三郎（一級建築士・地震）、山崎久隆（ABWRの危険性・応力腐食割れ）、澤井正子（核燃料サイクル）の4氏から証言を得、加えて地震については、石橋克彦教授（神戸大学）によるもんじゅ訴訟での陳述書を書証として提出した。

被告側からは、千代宏治（原発の安全性）、前川功（耐震安全性）、米原禎（ABWRの安全性、応力腐食割れ、プルサーマル）の各社員がそれぞれ証言した。

ところが、裁判官は、05年9月9日に予定されていた結審予定の弁護期日に結審を延期した。

その理由として、邑知瀧断層帯、結審直前の8月に発生した宮城県沖地震の女川原発で想定外の地振動を記録した件について議論を尽くせと訴訟指揮し、まず被告に主張させ、その後原告に反論の順で書面の提出を指示した。そして、1ヵ月後の05年10月3日に結審した。このような異例の結審延期の経過があったため、判決内容については一定の期待がもたれていたところ、結果として差止判決が出されたのである。

3. 判決の差止理由

判決は、地震・耐震設計の不備に関する原告の主張を全面的に認め、志賀2号機の差止を認めた。そこで、以下にその差止理由を判決に従って概観する。

まず、判決は、本件原子炉施設の耐震設計の概要を確認した後に、「考察」として、「被告の本件原子炉施設の耐震設計が妥当であるといえるためには、本件原子炉施設の運転期間中に大規模な活動をして敷地に影響を及ぼし得る震源断層に対応する地表地震断層をもれなく把握していることと、直下地震の想定が妥当なものであること、松田式、金井式及び大崎スペクトルを主要な理論的支柱とする基準地震動の想定手法（いわゆる大崎の方法）が妥当性を有することが前提となる。」として、その後順次これらの論点に判断を加えている。

まず、直下地震の想定に関する判断として、

「確認できた活断層の長さが震源断層の長さとはほぼ対応するという根拠はないし、確認できた活断層の長さだけからその原因となった地震の規模を推定しようとす

る松田式の考え方には限界があり、地震の規模を過小評価してしまう危険があるというべきである。

被告が耐震設計審査指針に従ったのは、マグニチュード6.5を超える規模の地震が起こる場所では、これに対応する地表地震断層が確認できるはずであるとの考え方に基づくものであるが、これが相当であるか否かは、過去の地震の調査結果から判断するほかない。

マグニチュード6.5を超える大規模な陸のプレート内地震であっても、地震発生前にはその震央付近に対応する活断層の存在が指摘されていなかったと言われている例やマグニチュード6.5を超える大規模なプレート内地震が発生したのに、これに対応する地表地震断層が確認されなかったと言われている例が相当数存在しているものであり、現在の地震学の知見に従えば、対応する活断層が確認されていないから起こり得ないとほぼ確実にいえるプレート内地震の規模は、マグニチュード7.2ないし7.3以上というべきである。

そうすると、被告が設計用限界地震として想定した直下地震の規模であるマグニチュード6.5は、小規模にすぎるとはならないかとの強い疑問を払拭できない。」と判断した。

判決のこの点に関する判断は、現在の地震学では、常識に属することであり、素直な判断と評価される。しかし、日本のほとんどの原発では、M6.5の直下地震により、耐震設計が定められているのであるから、判決のM6.5は小規模すぎるとの疑問は、他の原発の訴訟にも大きな影響を及ぼすことになる。

次いで判決は、原告が、「平成17年3月に発表された文科省の地震調査委員会が、原発近傍の邑知活断層帯で一連の断層が一体として活動してM7.6程度の地震が発生する可能性を指摘しているが、被告がこれを考慮していない」と主張したことについて、地震調査委員会の評価内容には、不備があるとは認められないとした。

更に、判決は、地震調査委員会では、邑知活断層帯の最近活動時期が約3,200年前以後9世紀以前と推定したのだから、耐震設計審査指針を前提としても、考慮すべき活断層ということになるとして、被告の示した反証の証拠によっても、結論が記載されているのみで、結論に至る過程の記載がないため、被告の主張は認めることができないと判断し、被告の断層の把握は不備であるとした。

この点、志賀原発に固有の問題であるが、地震調査委員会は、他の原発周辺でも、断層の評価について電力会社とは別個の見解を示しており、他の原発へ与える影響もあると思われる。

判決は、更に、大崎の方法の妥当性に関する主張について以下の判断をしている。

「 松田式について

一定の規模以上の地震を別にすれば、活断層の長さが震源断層の長さとはほぼ対応するという根拠はなく、確認できた活断層の長さだけからその原因となった地震の規模を推定しようとする松田式の考え方には限界があるというべきである。

松田式を用いるのであれば、マグニチュード6.8以上の地震について修正松田式を採用するのが妥当であり、地震の規模の限定なく、従前の松田式を用いるのは、想定される地震の規模を小さく予測してしまう危険があるというべきである。

金井式について

金井式の距離減衰の発想そのものは正当であるし、これ自体が経験式であるから、地震の規模、震源断層との距離等の面において、その元となったデータの特性と類似する一定範囲の地震動については妥当な結論が得られる可能性が高いと思われるが、その適用の限界は慎重に見定めるべきである

大崎スペクトルの問題点について

大崎スペクトルの値は、当該地震動において大崎スペクトルを超える応答速度が生じないというものではないし、データが限られていることによる限界もあり得るといふべきである。

現実の地震との整合性について

大崎の方法の妥当性如何は、大崎の方法により得られた結果と実際の観測結果との整合性如何にかかっていることになる。

(7) 兵庫県南部地震について

認定事実によれば、本件観測地点の地盤は岩盤とはいえない。しかしながら、埋戻土又は表層土の厚みは約1.3メートルにすぎず、その下も風化しているとはいえず花崗岩であり、地震計の約11メートル下からは岩盤であるということが出来るから、地震動の増幅があるとしても大幅なものとは考え難いのに、増幅による影響を修正する計算が示されていない。最大速度振幅55.1カインと約31カインとの差は大きく、耐震安全検討会の上記報告書の内容をふまえても、大崎の方法によって導き出される基準地震動が、現実の地震動よりも過小なのではないかとの疑問が払拭されたとはいいい難い。また、断層モデルによる応答スペクトルが大崎の方法による応答スペクトルを大部分の周期で凌駕したことも、その感を強くさせる。

(1) 平成17年宮城県沖地震について

大崎スペクトルの考え方が、少なくとも女川原子力発電所における地震動の解析には妥当しなかったといふべきである。

まとめ

以上を総合すると、松田式、金井式及び大崎スペクトル並びにこれらを総合した大崎の方法は、経験的手法として相当の通用性を有し、原子力発電所の耐震設計において大きな役割を果たしてきたといふことができるが、地震学による地震のメカニズムの解明は、これらの手法が開発された当時から大きく進展しており、これらの手法の持つ限界も明らかになってきており、他方、これらの手法による予測を大幅に超える地震動を生じさせた地震が現に発生したのであるから、現時点においてはその妥当性を首肯し難い。そうすると、これらの手法に従って原子力発電所の耐震設計をしたからといって、その原子力発電所の耐震安全性が確保されているとはいいい難いことになる。」

大崎の方法が信頼できないことも既に常識となっており、この点についての判決の判断も妥当なものと考えられる。

尚、他の原発の耐震審査でもこの大崎の方法がとられているから、他の原発に与える影響は大きいと思われる。

又、判決は、以下の通り地震時の多重防護を否定した。

「大崎の方法の妥当性を首肯し難い上に、その前提となる考慮すべき地震の選定にも疑問が残るから、本件原子炉敷地に、被告が想定した基準地震動S1、S2を超える地震動を生じさせる地震が発生する具体的可能性があるというべきである。そのような地震が発生した場合、被告が構築した多重防護が有効に機能するとは考えられない。」

そして、立証責任について触れ、原告らは、地震によって周辺住民が許容限度を超える放射線を被曝する具体的可能性があることを相当程度立証したのに、これに対する被告の反証は成功していないから、地震によって周辺住民が許容限度を超える放射線を被曝する具体的危険があることを推認すべきであるとして、2号機を差止めたのである。

尚、判決は、チェルノブイリ原発事故、昭和36年の原産会議の損害に関する試算、アメリカのWASH740、WASH1400の手法による原子力資料情報室の被害予測などを前提として、原子力発電所で重大事故が発生した場合、その影響は極めて広範囲に及ぶ可能性があるとし、本件原子炉において地震が原因で最悪の事故が生じたと想定した場合は、原告らのうち最も遠方の700km以上離れた熊本県に居住する者についても、許容限度である年間1ミリシーベルトをはるかに超える被曝の恐れがあるから、全ての原告らにおいて、上記具体的危険が認められるとした。

広範な被害を認定した点、年間1ミリシーベルトを超える被曝の恐れで、人格権侵害の具体的危険性を認めた点も特筆される判断である。

更に、差止めの判断にあたり、被告の電力需給に特段の支障がないとの判断により、北陸電力による原発建設の必要性に疑問を投げかけた点も評価できる点である。

4．この判決で指摘された耐震指針の不備は、全国の原発に共通するところであり、他の原発訴訟に及ぼす影響が大きい点に本判決の第一の意義がある。

又、読売、朝日、毎日などの全国紙の社説では、多少の違いはあるが、現在の耐震設計審査指針に不備があるとした判決の判断は、受け入れざるを得ないとの評価では共通しているように思われる。

指針は、間もなく見直される予定と聞いているが、判決が指摘するように過少評価にならない安全サイドに立った指針となるか、一層慎重に吟味されるべきであろう。この点、新指針の妥当性に一層の関心が持たれることになった点が、本判決の第二の意義である。

私たち原発訴訟にかかわる者にとっては、18年かかったが、私達の主張を理解する司法の存在に勇気づけられたことも本判決の意義と言える。

思えば、90年代後半には、原発を負の遺産とした志賀原発高裁判決（98.09）、原発中止の選択もありうるとした泊原発判決（99.02）、より一層の安全性が望まれるとした女川原発高裁判決（99.03）、そして、03.1のもんじゅ名古屋高裁金沢支部無効判決の流れがあった。

原発に真摯に向き合う裁判官は、少なからず原発に疑問をもってきたのである。

その意味で、全国での訴訟の継続が今回の判決に結実したものであり、全国の訴訟関係者に感謝する次第である。

志賀原発 1 号機差止め訴訟の経過

88.12	金沢地裁に提訴（第 1 次原告 100 名～89.7 に 2 次原告 100 名）
89.03	第 1 回弁論（以降、久米三四郎、小村浩夫、吉村清、今中哲二、平井孝治氏が証言
93.09	第 34 回弁論で結審
94.08	地裁判決（請求棄却。BWR の核暴走の可能性と防災の不備に言及） 控訴
95.04	第 1 回弁論（以降、生越忠、西尾漢、槌田敦の 3 氏が証言）
98.03	第 18 回弁論で結審
98.09	控訴審判決（請求棄却。原発は負の遺産と指摘）最高裁へ上告
00.12	最高裁判決（上告棄却。1 号機訴訟の敗訴が確定）

2 号機差止め訴訟の経過

99.8.31	金沢地裁へ提訴（原告 17 都府県 135 名-石川 73、富山 42、他 20）
99.12.17	第 1 回口頭弁論（準備書面提出。志田広子、藤岡彰弘さんが意見陳述）
00.03.03	第 2 回口頭弁論（北電が準備書面、「安全対策は十分」と反論）
00.05.12	第 3 回口頭弁論（原告は臨界事故で準備書面提出）
00.07.13	第 4 回口頭弁論（原告は原発事故一覧表を提出）
00.09.08	第 5 回口頭弁論（原告は MOX 燃料データねつ造で準備書面提出。裁判長が「被告はもっと反論を」と指示）
00.11.17	第 6 回口頭弁論（原告はチェルノブイリ・被害論の準備書面を提出）
01.01.25	第 7 回口頭弁論（原告は、核燃料サイクル政策は破綻、と準備書面。北電も反論の準備書面提出）
01.03.23	第 8 回口頭弁論（原告は新エネルギーで準備書面提出）
01.05.31	第 9 回口頭弁論（武本和幸、澤井正子、長谷川公一さんを証人申請）
01.08.10	第 10 回口頭弁論（小村浩夫、山口幸夫さんを証人申請）
01.11.02	第 11 回口頭弁論（渡辺三郎、今中哲二さんを証人申請）
02.01.25	第 12 回口頭弁論（北電、千代宏治氏を証人申請）
02.03.18	第 13 回口頭弁論（進行協議。弁護団と原告 5 名が出席）
02.05.27	第 14 回口頭弁論（裁判官交代に伴う更新弁論、中町良雄さん意見陳述）
02.09.12	第 15 回口頭弁論（北電・千代宏治氏が証言）
02.12.12	第 16 回口頭弁論（原告側が反対尋問）
03.03.06	第 17 回口頭弁論（武本和幸証人が証言、北電側反対尋問なし） （山崎久隆さんを申請）
03.09.04	第 18 回口頭弁論（渡辺三郎さんが証言）
03.11.13	第 19 回口頭弁論（北電側が反対尋問）
03.12.04	第 20 回口頭弁論（長谷川証人拒否で裁判官を忌避申立て 棄却）
04.02.27	第 21 回口頭弁論（山崎久隆さんが証言）
04.05.14	第 22 回口頭弁論（北電側が反対尋問。前川功氏を証人申請）
04.07.02	第 23 回口頭弁論（北電・前川功氏が証言）
04.09.10	第 24 回口頭弁論（原告側が反対尋問）
04.10.29	第 25 回口頭弁論（北電・米原禎氏が証言予定）
05.01.28	第 26 回口頭弁論（原告側が反対尋問）
05.03.18	第 27 回口頭弁論（澤井正子さんが証言、北電側が反対尋問）
05.05.13	第 28 回口頭弁論（原告本人尋問-和田廣治、石丸小四郎、堂下健一）
05.09.09	第 29 回口頭弁論（最終弁論を行うも、裁判長は北電に反論を求める）
05.10.03	第 30 回口頭弁論（北電が反論、原告が批判の補充弁論を行い結審）
06.03.24	差止め判決！

北電強気の構え一転

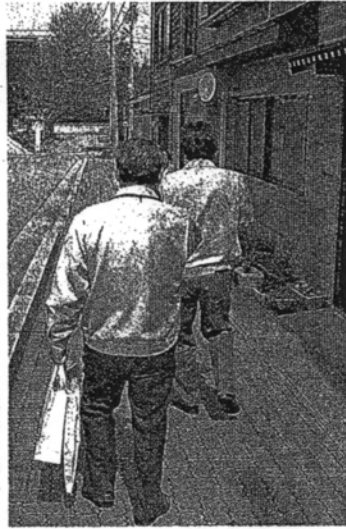
8500戸訪問「安全です」



3月24日の金沢地裁判決で志賀原発1号機（石川県志賀町）の運転差し止めを命じられた北陸電力の社員が、同町内の全8500戸を一軒一軒行脚して回っている。「原発は安全です」。説得は果たして通じるのか。
（浅見和生）

判決 差し止め 運転 原発 志賀

原発の安全性を訴え戸別訪問する北陸電力社員（右）石川県志賀町高浜町で



4日、志賀町高浜町地区。住宅地図を手にした黄色い作業着の2人組の姿があった。留守の時は、封筒を、郵便受けに入れておく。家主がいないと、同じ

主簿谷内様（47）

説明を繰り返した。「裁判では会社の主張が受け入れられませんが、訴訟したので、皆様のご理解をいただきたく思います……」

2人1組で、控訴した3月27日から毎日約20班が回る。北電によれば住民の反応は「おおむね良好」という。

躍起に消し打ち不安地元

も「わざわざ苦勞を……」と受け入れた。だが「不安にならないと言えは、ウソになる」。

2号機が営業運転を始めたのは、判決9日前の15日。北電は「3月中旬」としてきた予定を、直前に戻してこの日と発表し、原告側からは「24日の審判を待つのが筋」と反発を受けた。

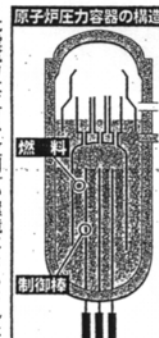
そして、運転開始日。商業用原発として国内55基目となったことに、北電の永原社長は「55は石川出身の（ヤンキースの）松井選手の背番号と同じ。縁起が良い」と上機嫌だった。記者の質問にも「安全性については裁判で十分話している。運転開始と裁判は直接関係ない」とかわした。

過去、稼働中の原発をめぐる訴訟で原告の運転を差し止め請求が認められた例はない。「負けるはずがない」との慢心がみられた。だが、判決は「原告ら（略）相対程度立証した。これに対する被告の反証は成功していない」と厳しく指摘。「電力会社の想定を超えた地震動によって事故が起こり、住民が被曝する具体的可能性がある」と断じた。あわてた北電は今年1日付で、永原社長を本部長とする原子力推進本部と、訴訟対策や耐震問題などを扱う原子力安全推進室を急ぎ設置し、「態勢を整え、控訴審では正当性を主張したい」という。

「言明訪問は7日までには終わる予定だ。ただし、訴訟の原因となった18戸を避けることにしたい」

制御棒にひび割れ

腐食の可能性 89本すべて点検へ



北陸電力は五日、定期的環境にさらされた時検査中の志賀原発1号機に発生する応力腐食割れ（石川県志賀町）で、原力の可能性があるとみられる。子炉の出力を調整する制御棒にひび割れが見つかったと発表した。北電は、今回の定期検査の対ひびがみつかった1号機には、十九本の制御棒がある、このうち八十本はひびがあった。制御棒と同種類、この調査で、制御棒の検査の結果、ひび割れが見つかったのは、十九本の制御棒のうち、十九本はひび割れが見つかった。ひび割れは、初期から志賀原発では初めて、北電はこの制御棒を新品に取り換えて、残りのすべての制御棒も点検する。

石川県と志賀町は五日、当初から予定していた1号機の定期立入り調査で、制御棒の検査の結果、ひび割れが見つかったのは、十九本の制御棒のうち、十九本はひび割れが見つかった。ひび割れは、初期から志賀原発では初めて、北電はこの制御棒を新品に取り換えて、残りのすべての制御棒も点検する。

電力柏崎刈羽原子力発電所第6号機及び第7号機が本件原子炉に先行するABWRである。原告の居住地は、石川県富山県を中心とする、福井県から西は熊本県まで16都府県にまたがり、本件原子炉から最も近い者で約700km離れている。

原告は、差止請求の根拠として一人が健康で快適な生活を維持するために必要とされる環境を享受し、かつこれを支配し得る権利がある。環境権も主張するが、このような権利ないし利益が実定法上独立した差止請求の根拠となし得るとは解し難い。

(2) 立証責任等
本件においては原告らは、本件原子炉の運転により、原告らが規制値(以下「許容限度」ということがある)を超える放射線を被ばくする具体的な危険があることを主張立証すべきである。原告らが、被告の安全設計や安全管理の方法に不備があり、本件原子炉の運転により放射線が許容限度を超える放射線を被ばくする具体的な危険があることを相当程度立証した場合において、被告が原告らが指摘する具体的な危険が存在しないことについて、具体的な根拠を示し、かつ、必要な資料を提出して反証を尽くさないとときは、上記具体的な危険の存在を推定すべきである。

原告らは、差止請求の根拠として、個人生命、身体及び健康が現に侵害されている場合、又は侵害される具体的な危険がある場合には、その個人は、その侵害を排除し、又は被害を予防するために、人格権に基づき、侵害行為の差止めを求めることができる。

(1) 差止請求の根拠
個人の生命、身体及び健康が現に侵害されている場合、又は侵害される具体的な危険がある場合には、その個人は、その侵害を排除し、又は被害を予防するために、人格権に基づき、侵害行為の差止めを求めることができる。

【本文】被告は、志賀原子力発電所2号機を運転してはならない。【理由】①環境権は、志賀原子力発電所2号機の運転差止めを裁判所に請求する根拠とはならない。②本件請求が認められるためには、原告が人格権を侵害される具体的な危険があること、即ち、許容限度を超える放射線を被ばくする具体的な危険があることを主張立証する必要がある。③被告による志賀原子力発電所2号機の耐震設計は、▽下地震の想定が小規模に過ぎる▽考慮すべき未知過渡層帯による地震を考慮していない▽原発敷地の地震動を想定する手法である「大崎の方法」に妥当性が

志賀2号機運転差止め判決要旨【1面】

健全性評価について中間とりまとめの考え方は、特段不合理な点があるとは認め難いから、本件原子炉に対する人格権侵害行為と評価することはできない。被告の種類・程度・地域性・代替エネルギー(天然ガスや再生可能エネルギー、省エネ)の問題、原子力発電の必要性の問題や核燃料サイクル全体にわたる問題等の、原告らが差止請求の根拠となる旨主張する事情を考慮しても、その結論は変わらない。

過去の事故例からみる事故の危険性の主張について
スリーマイル島原発事故
多重的防護の考え方自体の無効性、⑨ヒューマン・エラーの発生管理の不十分さ、⑩異常発生時の検知の不十分さ、⑪ECCS配管の共同の想定不適当事故に起因する本件原子炉施設の危険性等の主張については、原告らの主張が抽象的に過ぎる。

また、⑥出力振動、⑦炉内圧力・水位の異常、⑧制御棒挿入の遅延、⑨スクラム失敗、⑩ECCSの有効性欠如、⑪原子炉格納容器及びその付属施設の脆弱性に起因する本件原子炉施設の危険性等の主張については、これらによって事故に立証する具体的な危険性の主張が、原告らの主張が抽象的に過ぎる。

二チユード7.6程度とした。上記報告の評価内容に不備があるとは認められない。耐震設計審査指針に従えば、昌知断層帯による地震は、基準地震動S2として考慮すべき地震である。

(4) 地震の規模の限定なく、地表地震断層の長さから松田式を用いて地震の規模を想定する場合は、想定される地震の規模を小さく予測してしまう危険がある。マグニチュードと震源距離から岩盤上での地震動を想定する金井式は、その元となったデータの特性と類似する一定範囲の地震動については妥当な結論が得られる可能性が高いと思われるが、その適用の限界は慎重に見定めるべきである。現実には線状である地震の発生源を点として捉える点においても、適用の限界がある。

解放基盤表面における速度応答スペクトルを表した大崎スペクトルは、当該地震動において大崎スペクトルを超える応答速度が生じないというものは存在しない。データが限定されていることによる限界もあろう。

結局、大崎の方法の妥当性については、結果の方法により得られた結果と実際の観測結果との整合性如何にかかっている。

平成7年1月17日の兵庫県南部地震の観測結果は、大崎の方法によって導き出される基準地震動が現実の地震動よりも過小生じさせる危険を生じさせ

平成17年8月16日の宮城県沖地震(M7.2)の際、女川原発の敷地で観測された加速度は、震源が同原発より近かった明治30年の仙台沖地震(M7.4)、女川原発の設計用最強地震動の敷地に与えた地震動が大崎の方法(金井式)で想定した結果を上回った。また、同原発で観測された上記加速度は、震源が同原発から遠く離れた大崎の地震動S2の最大加速度に達しなかった。同原発の設計用応答スペクトルの上回った部分がある。

そうすると、大崎の方法は実際の観測結果と整合しず、その妥当性を首肯し難い。

(5) 大崎の方法の妥当性について首肯し難い上に、その前提となる考慮すべき地震動の選定にも疑問が残るから、本件原子炉敷地に、被告が想定した基準地震動S1、S2を超える地震動を生じさせる地震が発生する具体的な危険があるというべきである。そのような地震が発生した場合、被告が構築した多重防護が有効に機能すると考えられない。

(6) 原告らは、地震によって周辺住民が許容限度を超える放射線を被ばくすることを相当程度立証した。これに対する被告の反証は成功していないから、地震によって周辺住民が許容限度を超える放射線を被ばくする具体的な危険があることを推定すべきである。本件原子炉の増設についての原子力安全委員会の安全審査の結果は、全委員会の安全審査の結果生じた重要な事象(平成12年の鳥取県西部地震、平成17年宮城沖地震等)を前提としていないから、上記判断を左右しない。

(7) 人格権に基づく差止請求が認められるためには、その侵害される具体的な危険が受容限度を超える違法であることを要するところ、本件原子炉の運転が差止められても少なくとも短期的には被告の電力供給にとって特段の支障になると認め難く、他方で、被告の想定を超える地震に起因する事故によって許容限度を超える放射性物質が放出された場合、周辺住民の生命、身体、健康に与える悪影響は極めて深刻であるから、周辺住民の人格権侵害の具体的な危険は受容限度を超えているというべきである。

(8) 原子力発電所で重大事故が発生した場合、その影響は極めて広範囲に及ぶ可能性がある。そして、本件原子炉において、地震が原因で最悪の事故が生じたこと想定した場合、原告らの申し立てる方の熊本県に居住する者についても、許容限度である年間1mSv以下の放射線を被ばくする危険があるから、原告らの主張が認められるべきである。原告らの主張が認められるべきである。原告らの主張が認められるべきである。

判決骨子

1 当事者
志賀原子力発電所(以下「原告」という。)は、石川県羽咋郡志賀町赤住地内で被告が運転する改良型沸騰炉型軽水減速軽水冷却型原子炉(A-BWR)であり、熱出力約39.3万kw、電気出力約13.6万kwである。東京

2 争点
原告は、差止請求の根拠として一人が健康で快適な生活を維持するために必要とされる環境を享受し、かつこれを支配し得る権利がある。環境権も主張するが、このような権利ないし利益が実定法上独立した差止請求の根拠となし得るとは解し難い。

3 諸般の事情の総合考慮による差止めの可否
被告による本件原子炉の平常運転をもって、原告らに対する人格権侵害行為と評価することはできない。被告の種類・程度・地域性・代替エネルギー(天然ガスや再生可能エネルギー、省エネ)の問題、原子力発電の必要性の問題や核燃料サイクル全体にわたる問題等の、原告らが差止請求の根拠となる旨主張する事情を考慮しても、その結論は変わらない。

4 過去の事故例からみる事故の危険性の主張について
スリーマイル島原発事故
多重的防護の考え方自体の無効性、⑨ヒューマン・エラーの発生管理の不十分さ、⑩異常発生時の検知の不十分さ、⑪ECCS配管の共同の想定不適当事故に起因する本件原子炉施設の危険性等の主張については、原告らの主張が抽象的に過ぎる。

5 A-BWRの危険性の主張について
また、⑥出力振動、⑦炉内圧力・水位の異常、⑧制御棒挿入の遅延、⑨スクラム失敗、⑩ECCSの有効性欠如、⑪原子炉格納容器及びその付属施設の脆弱性に起因する本件原子炉施設の危険性等の主張については、これらによって事故に立証する具体的な危険性の主張が、原告らの主張が抽象的に過ぎる。

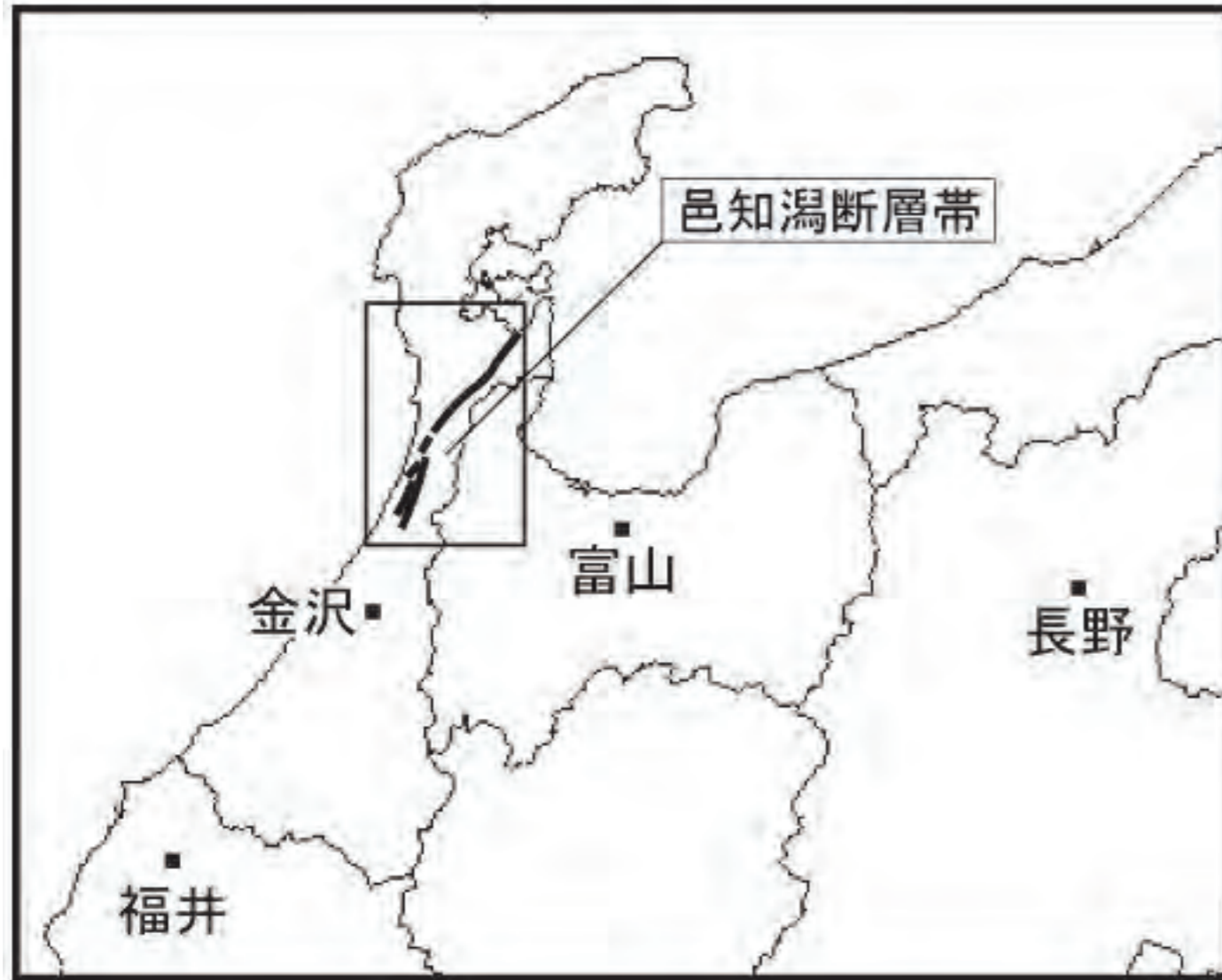
6 多重防護の有効性
二チユード7.6程度とした。上記報告の評価内容に不備があるとは認められない。耐震設計審査指針に従えば、昌知断層帯による地震は、基準地震動S2として考慮すべき地震である。

7 MOX利用の危険性
被告は本件原子炉施設においてプルサーマルを実施するに際して、プルサーマルを推進するに際しては、昌知断層帯は、将来的にも全体が一つの区間として活動することが推定される。昌知断層帯は、将来的にも全体が一つの区間として活動することが推定される。昌知断層帯は、将来的にも全体が一つの区間として活動することが推定される。

8 地震・耐震設計の不備
平成17年8月16日の宮城県沖地震(M7.2)の際、女川原発の敷地で観測された加速度は、震源が同原発より近かった明治30年の仙台沖地震(M7.4)、女川原発の設計用最強地震動の敷地に与えた地震動が大崎の方法(金井式)で想定した結果を上回った。また、同原発で観測された上記加速度は、震源が同原発から遠く離れた大崎の地震動S2の最大加速度に達しなかった。同原発の設計用応答スペクトルの上回った部分がある。

9 原告らの主張が認められるべきである。原告らの主張が認められるべきである。原告らの主張が認められるべきである。

志賀原発と邑知瀧断層帯



「邑知瀧断層帯の長期評価について」
 (2005年3月9日 地震調査研究推進本部 地震調査委員会)」に加筆

http://www.jishin.go.jp/main/chousa/05mar_ouchigata/index.htm (図1, 2)

====志賀2号判決関連アドレス=====

【判決】

<http://cnic.jp/modules/news/article.php?storyid=348>

【緊急申し入れ書】

<http://cnic.jp/modules/news/article.php?storyid=350>

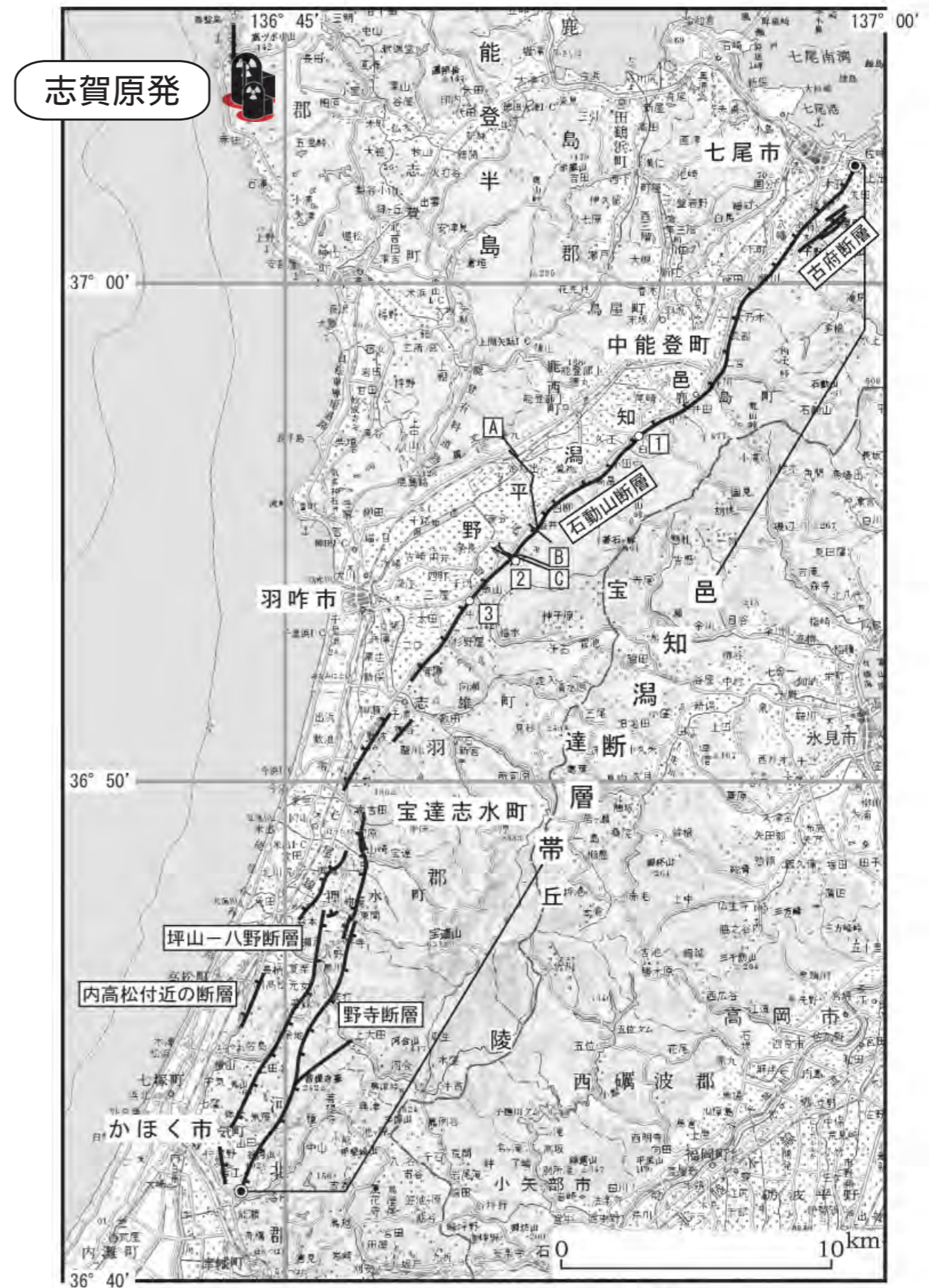
【伊東良徳弁護士コメント】

<http://www.shomin-law.com/essayShigagenpatsusashitome.html>

【若狭ネットコメント】

<http://www4.ocn.ne.jp/~wakasant/news/97/97-3.pdf>

=====



1 : 水白地点 2 : 本江地点 3 : 宇土野地点

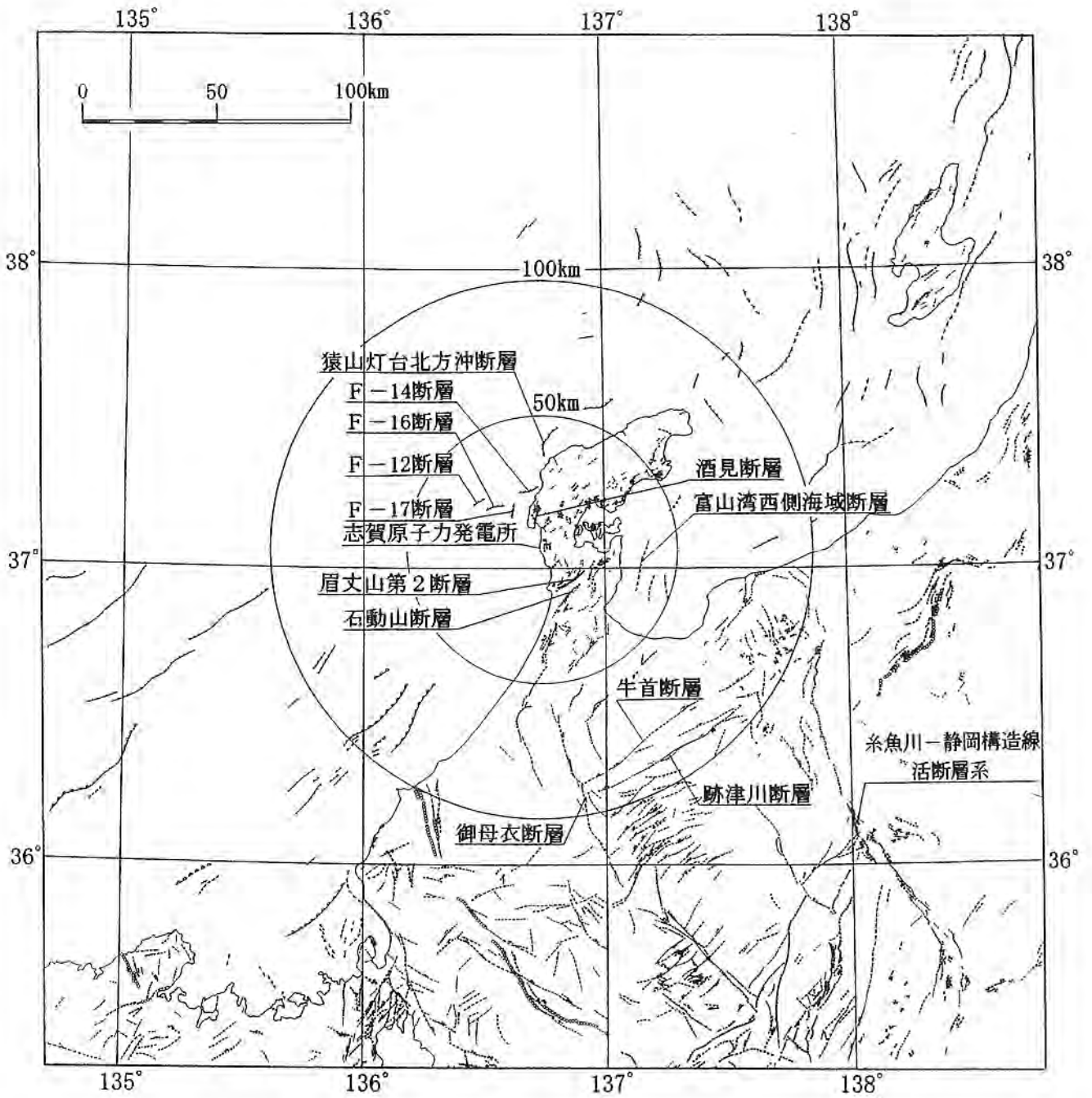
A-C : 反射法弾性波探査測線

A, B : 文献9 C : 文献6

◎ : 断層帯の北東端と南西端

断層の位置は文献2, 4, 5及び7に基づく。

基図は国土地理院発行数値地図200000「七尾」を使用。



凡 例	
陸 上	海 底
——— 活断層 (确实度 I)	————— 活断層 (确实)
——— 活断層 (确实度 II)	——— 活断層 (推定)
----- 活断層 (确实度 III)	~~~~~ 活撓曲 (确实)
○○○○○○○○○○○○○○○○○○ 地震断層	~~~~~ 活撓曲 (推定)

第 5.3-1 図 活断層分布

(活断層研究会 (1991) 「新編 日本の活断層」に一部加筆。)

耐震設計審査指針 改訂の要点 (4/28 第43回分科会で決定の見通し)

原発老朽化問題研究会 湯浅欽史

1. 基本方針

- ・「剛構造」「岩盤支持」の削除
- ・施設の供用期間中に極めて稀ではあるが発生する可能性があり、施設に大きな影響を与えるおそれがあると想定することが適切である地震動(基準地震動 S_s)による地震力に対しても、その安全機能が損なわれないよう設計がなされることにより、周辺の公衆に対し、著しい放射線被ばくのリスクを与えないようにする
- ・「残余のリスク」の存在を十分認識しつつ、それを合理的に実行可能な限り小さくするための努力が払われるべきである

2. 重要度分類：構造物・機器

Aクラス機器を最重要 A_s クラスに統合して、耐震クラス とする
Bは (S_d で動的設計)、Cは (一般プラント並)、と呼称変更

3. 基準地震動

S_1 (最強地震動) / S_2 (限界地震動)の二本立てを、 S_s (基準地震動)に一本化

4. 弾性設計用地震動 S_d の設定

工学的判断で弾性設計用地震動 S_d を設定する(S_1 が果してきた役割の一部を担う)
 S_s との比(S_d / S_s)は、0.5を下回らないことを目安とする(構造物・機器ごとに)

5. 震源を特定して策定する基準地震動 S_s

- ・応答スペクトルによる(大崎の)方法と断層モデルによる方法と、両方を用いる
- ・[活断層 + 過去の地震]の他、地震発生様式に留意した地震
- ・内陸地殻内地震 / プレート内地震 / 海洋プレート内地震、三種を考慮する
- ・考慮する活断層としては、(現指針の5万年を)後期更新世(12~13万年前)以降の活動が否定できないものとする
- ・ S_s の策定過程に伴う不確定さ(ばらつき)について、適切な手法を用いて考慮する

6. 震源を特定せず策定する基準地震動 S_s

活断層と関連付けることが困難な内陸地殻内地震について得られた、震源近傍の観測記録を収集し、継続時間、振幅包絡線の経時変化等を適切に考慮する
($M6.5$ は廃止し、 $M7$ クラスまでは起り得るとする意見を報告書に記載)

【付】三種類の文書化

- 1) 本文 + 解説：審査用
- 2) 見解及び解説：指針運用上の参考
- 3) 報告書(採用しなかった意見)：パブコメ用